

司令塔機能の発揮

(凡例)

委員：本検討会において委員より示された意見等

ヒアリング：本検討会（第1回～第4回）で実施した有識者ヒアリングにおいて示された意見等

消費者庁：第5回検討会における消費者庁提出資料と福島長官の説明による

消費者委員会：第5回検討会における消費者委員会提出資料と河上委員長の説明による

国民生活センター：第5回検討会における国民生活センター提出資料と野々山理事長の説明による

消費者団体意見交換会：第6回検討会資料「松原仁内閣府特命担当大臣（消費者）と消費者団体との意見交換会（概要）」による

〔運用〕：特段の法令の改正が必要なく、対応できるもの

論点 II(2) 専門的知見をどのように蓄積し、集約するか

- ・中長期的課題や省庁横断的な課題は、どこで審議すべきか
- ・消費者庁の審議会機能をどこが担うべきか
- ・消費者委員会と消費者庁の検討会等との役割分担についてはどうか

論点の背景となった主な意見	論点について出された主な意見	対応策の例
<p>(中長期的課題や省庁横断的課題)</p> <p>○消費者庁の中長期的課題や各省庁横断的な課題等についても「審議会」として調査審議を行い、消費者庁の企画立案機能の強化に貢献(消費者委員会)(資料4-4)</p>	<p>○消費者委員会は中長期的課題・横断的な課題に取り組むべき(委員)</p> <p>○中長期的課題・省庁横断的課題は、消費者委員会が消費者庁の諮問を受けて、審議するのが適切(委員)</p> <p>○消費者委員会は、かつての国民生活審議会のような幅広に議論できる場になる必要あり(消費者団体意見交換会)</p>	<p><考えられる対応策の例></p> <p>・資料4-2参照</p>
<p>○消費者庁には司令塔機能を支える有識者会議が存在しない(ヒアリング)</p> <p>○消費者庁には専門的な知見を集めて政策提言する審議会機能というものが<u>必要</u>(消費者庁)</p>	<p>○消費者委員会が審議会にとられている時間も<u>多い</u>ので、<u>審議会機能は消費者庁に移して</u>しまつて、問題の発掘をしてほしい(ヒアリング)</p>	<p><考えられる対応策の例></p> <p>・資料4-2参照</p>
<p>(他省庁所管分野)</p> <p>○他省庁所管や省庁横断分野については、消費者庁が研究会や検討会を設けて議論するのは<u>難しい</u>(消費者庁)</p> <p>○「消費者政策検討会議」の検討が必要に応じ消費者委員会の審議へとつなぐことが有益であり、3者の問題意識の共有に務める(消費者庁)</p>	<p>○他省庁との問題が生じた場合など、消費者庁から消費者委員会に諮問していくべき(委員)</p> <p>○他省庁のもの・横断的なものは消費者委員会が担い、それ以外(個別事案)は消費者庁が担うと整理してはどうか(委員)</p> <p>○消費者委員会の「審議会機能」は残し、それから得られる知見を建議・提言等にも活用(消費者委員会)(資料4-4)</p>	<p><考えられる対応策の例></p> <p>・資料4-2参照</p>

論点 II1(3) 消費者委員会の機能と審議結果の実効性の向上をどのように図るか

- ・事務局体制をどのように強化するか
- ・審議結果の実効性をどのように担保するか

論点の背景となった主な意見	論点について出された主な意見	対応策の例
<p>○事務局の体制が弱い（ヒアリング）</p>	<p>○中長期的課題・省庁横断的課題は、消費者委員会が消費者庁の諮問を受けて、審議するのが適切。ただし、<u>十分な論議が行えるよう、消費者庁も委員会事務局と協働で事務局的機能を担い、調査・論点整理・ドラフトの起案を行うのがよいのでは</u>（委員）</p> <p>○消費者委員会は<u>監視機能を強化すべき</u>であり、そのためには<u>審議会機能を見直して、人の体制を整備すべき</u>（ヒアリング）</p>	<p><考えられる対応策の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁は法定諮問事項以外についても諮問。その際は、消費者庁は消費者委員会に対し、資料提出、論点整理等、審議に積極的に協力〔運用〕 ・資料4-2参照
	<p>○消費者委員会は、<u>建議や提言のフォローアップをより強化し、十分な改善が図られていない場合は、繰り返し要請を行うなど建議内容の実現を図ってほしい</u>（委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に<u>フォローアップ</u>を行い、必要に応じ繰り返し建議〔運用〕 ・閣僚級会議、課長会議も活用して、建議や提言への対応を求める〔運用〕 ・消費者基本計画に、<u>建議や提言のフォローアップを反映する</u>〔運用〕

論点 II1(4)消費者政策会議 をどのように活用すべきか

論点の背景となった主な意見	論点について出された主な意見	対応策の例
<p>○消費者政策会議は形骸化している。<u>参議院の附帯決議にもあるが、存置も含め、あり方を見直さなければいけない</u>ことになっている(委員)</p> <p>○消費者政策会議は<u>全閣僚が集まって消費者問題を考える機会であり、消費者行政全体を消費者目線にする絶好の機会。実質的な消費者問題を考える機会</u>にしていくべき(委員)</p> <p><参考>消費者問題に関する特別委員会附帯決議(平成21年5月28日) 十二、<u>消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。</u> また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。</p>	<p>○消費者担当大臣が必置となった以上、<u>関係委員会会議は、これまでの官房長官に代わり、特命担当大臣(消費者)を中心に開催できるようにすることを検討すべき。</u>特命担当大臣は消費者政策会議や同関係委員会会議において特別な位置づけが与えられるべき(委員)</p> <p>○消費者政策担当課長会議も日常的に開催し、<u>消費者委員会の出した建議や提言のフォローアップや、国民生活センターの政策提言に対する対応の協議</u>などすべき(委員)</p> <p>○<u>すきま案件や複数省庁に関わる緊急時の案件の調査、分析、省庁間調整については、第一義的には消費者庁が行い、関係省庁の動きが鈍い際には、委員会が支援し、さらなる機動力が要請される際には、特命担当大臣の発動を利用するなどの、レベルわけとアクションが必要</u>(委員)</p>	<p>対応策の例</p> <p><考えられる対応策の例></p> <p>①<u>消費者政策会議の構成員の見直し、関係委員会会議の積極的活用(消費者担当大臣が主導する仕組みを導入)</u>〔運用:消費者政策会議決定〕</p> <p>②同会議には、<u>消費者委員会委員長、消費者庁長官、国民生活センターの長も出席</u>〔運用:消費者政策会議決定〕</p> <p>③<u>次官級の幹事会は廃止、消費者担当大臣が召集する局長級会議を設ける</u>〔運用:消費者政策会議決定〕</p> <p>④<u>担当課長会議を定期的</u>に開催し、<u>建議や国民生活センターの要望のフォローアップ</u>を行う〔運用:消費者政策会議決定〕 〔※消費者政策会議の名称変更や構成の変更:消費者基本法改正事項〕</p> <p><議論いただきたい事項></p> <p>・<u>内閣として、消費者行政の位置づけを高め、推進していく仕組みとして、消費者政策会議をどう活用すべきか</u></p>

論点 II1(5) 内閣府特命担当大臣の総合調整権限をどのように活用すべきか

論点の背景となった主な意見	論点について出された主な意見	対応策の例
<p>○司令塔機能を発揮することを望む（ヒアリング）</p> <p>○強い統率力のある行政機関にしてほしい。司令塔として他省庁のとりまとめに当たるべき（ヒアリング）</p>	<p>○特命担当大臣の総合調整機能の発揮には、消費者基本政策室及び消費者庁の職員の増員等の体制強化が不可欠（委員）</p> <p>○大臣の判断を補佐するだけのスタッフの配置が基本政策室に必要（委員）</p>	<p>〔 < 議論いただきたい事項 > 〕</p> <p>・総合調整権限を持つ特命担当大臣（消費者）と、消費者庁の司令塔機能との役割分担と連携はどうか</p>